

○ 病床数適正化支援事業とは

国の令和6年度補正予算の医療施設等経営強化緊急支援事業の一つ。

効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関に対し、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に際して生じる負担について支援を行うもの。

本県としては、入院医療を継続していただくための緊急支援であること、適正化により生み出された病床は、将来的に地域に必要な病床整備に充てることも可能となること等から、医療機関の意向を踏まえ実施。

対象病床	令和7年9月までに病床削減済の病床(一般・療養・精神の病床) 小児・周産期の病床は対象外	第1次内示+第2次内示 183床分 751,032千円 第1次内示の算定方法に該当 8施設 58床 → 残42床 第2次内示の算定方法に該当 13施設 80床 → 残3床 残45床分については、以下の とおり配分 ① 1次・2次内示対象外で令和 6年度赤字の医療機関に 上限5床で配分 7施設28床 ② 1次・2次内示対象外で令和 5年度赤字の医療機関に 上限2床で配分 3施設5床 残12床分については、第1次内 示の対象に追加配分
補助額	4,104千円/床	
その他	今後10年間の増床は認められない	
申請状況	41施設878床の事業計画書の申請あり	
内示結果及び算定方法	【第1次内示分】100床分 410,400千円 → 令和7年6月定例県議会で予算化 (1) 一般会計の繰入等がない医療機関であって、令和4年度から3年連続経常赤字の医療機関 又は令和5年度から2年連続経常赤字かつ令和6年度に病床削減済みの医療機関 (2) 給付額(4,104千円×給付対象とする病床数)の上限は、(1)の赤字額の平均の半分を目安 (3) 1医療機関あたりの給付は50床を上限 【第2次内示分】83床分 340,632千円 → 令和7年9月定例県議会で予算要求見込み (1) 令和5年度から2年連続経常赤字の医療機関 (第1次内示において予算配分の対象となった医療機関を除く。) (2) 給付額(4,104千円×給付対象とする病床数)の上限は、(1)の赤字額の平均の半分を目安 (3) 1医療機関あたりの給付は10床を上限	

○ 第1次内示の算定方法に該当する58床については、緊急度が高く、早急な支援が必要であることから、交付事務を進めたい。

○ 第2次内示を含めた残りの125床(42+83)については、地域の医療体制への影響を考慮するため、該当する医療機関が所在する地域の地域医療構想調整会議の意見を聞き、令和7年9月定例会を経た上で、交付事務を進めたい。

病床数適正化支援事業の病床機能別配分案について

参考資料 1

令和7年7月16日
医療整備課

圏域	医療機能	R5 病床機能報告 病床数	(施設数)
県計	高度急性期	6,664	-
	急性期	25,048	-
	回復期	7,396	-
	慢性期	12,773	-
	休棟・未報告等	2,324	-
	小計	54,205	(472)
	精神病床	13,300	※ (65)
	合計	67,505	(537)
南部	高度急性期	243	-
	急性期	2,683	-
	回復期	949	-
	慢性期	890	-
	休棟・未報告等	74	-
	小計	4,839	(37)
	精神病床		
南西部	高度急性期	224	-
	急性期	2,740	-
	回復期	561	-
	慢性期	1,195	-
	休棟・未報告等	19	-
	小計	4,739	(41)
	精神病床		
東部	高度急性期	237	-
	急性期	4,761	-
	回復期	1,339	-
	慢性期	2,019	-
	休棟・未報告等	319	-
	小計	8,675	(75)
	精神病床		
さいたま	高度急性期	1,846	-
	急性期	3,835	-
	回復期	700	-
	慢性期	1,301	-
	休棟・未報告等	179	-
	小計	7,861	(60)
	精神病床		
県央	高度急性期	587	-
	急性期	1,580	-
	回復期	329	-
	慢性期	875	-
	休棟・未報告等	101	-
	小計	3,472	(32)
	精神病床		
川越比企	高度急性期	1,790	-
	急性期	2,020	-
	回復期	1,075	-
	慢性期	2,182	-
	休棟・未報告等	332	-
	小計	7,399	(60)
	精神病床		
西部	高度急性期	872	-
	急性期	3,025	-
	回復期	1,130	-
	慢性期	1,956	-
	休棟・未報告等	877	-
	小計	7,860	(64)
	精神病床		
利根	高度急性期	445	-
	急性期	2,231	-
	回復期	776	-
	慢性期	1,010	-
	休棟・未報告等	250	-
	小計	4,712	(44)
	精神病床		
北部	高度急性期	420	-
	急性期	1,871	-
	回復期	411	-
	慢性期	1,060	-
	休棟・未報告等	129	-
	小計	3,891	(48)
	精神病床		
秩父	高度急性期	0	-
	急性期	302	-
	回復期	126	-
	慢性期	285	-
	休棟・未報告等	44	-
	小計	757	(11)
	精神病床		

第1次内示		第2次内示		県裁量分					合計	
削減病床数	(施設数)	削減病床数	(施設数)	R6赤字施設 削減病床数	R5赤字施設 削減病床数	第1次内示 削減病床数	小計	(R6・R5赤字 施設数)	削減病床数	(施設数)
0	-	△8	-	0	0	0	0	-	△8	-
△30	-	△42	-	△5	△2	△9	△16	-	△88	-
0	-	△1	-	0	△1	0	△1	-	△2	-
0	-	0	-	△5	△2	0	△7	-	△7	-
0	-	△10	-	△5	0	0	△5	-	△15	-
△30	(5)	△61	(11)	△15	△5	△9	△29	(6)	△120	(22)
△28	(3)	△19	(2)	△13	0	△3	△16	(4)	△63	(9)
△58	(8)	△80	(13)	△28	△5	△12	△45	(10)	△183	(31)
	-		-					-	0	-
△6	-	△10	-	△5		△5	△10	-	△26	-
	-		-					-	0	-
	-		-					-	0	-
△6	(1)	△10	(1)	△5	0	△5	△10	(1)	△26	(3)
	-		-					-	0	(0)
△6	(1)	△10	(1)	△5	0	△5	△10	(1)	△26	(3)
	-	△2	-					-	△2	-
	-		-					-	0	-
	-		-		△2		△2	-	△2	-
0	(0)	△2	(1)	0	△2	0	△2	(1)	△4	(2)
	-		-					-	0	(0)
0	(0)	△2	(1)	0	△2	0	△2	(1)	△4	(2)
	-		-					-	0	-
△19	-		-			△1	△1	-	△20	-
	-		-					-	0	-
	-		-					-	0	-
△19	(2)	0	(0)	0	0	△1	△1	-	△20	(2)
	-		-	△2			△2	(1)	△2	(1)
△19	(2)	0	(0)	△2	0	△1	△3	(1)	△22	(3)
	-		-					-	0	-
	-	△6	-					-	△6	-
	-		-					-	0	-
	-		-					-	0	-
0	(0)	△6	(2)	0	0	0	0	-	△6	(2)
△7	(1)		-			△3	△3	-	△10	(1)
△7	(1)	△6	(2)	0	0	△3	△3	(0)	△16	(3)
	-		-					-	0	-
	-	△14	-					-	△14	-
	-		-					-	0	-
	-		-					-	0	-
0	(0)	△14	(2)	0	0	0	0	-	△14	(2)
△5	(1)		-					-	△5	(1)
△5	(1)	△14	(2)	0	0	0	0	(0)	△19	(3)
	-		-					-	0	-
△3	-		-					-	△3	-
	-		-	△5			△5	-	△5	-
	-		-	△5			△5	-	△5	-
△3	(1)	0		△10	0	0	△10	(2)	△13	(3)
	-	△10	(1)	△6			△6	(2)	△16	(3)
△3	(1)	△10	(1)	△16	0	0	△16	(4)	△29	(6)
	-		-					-	0	-
	-	△10	-		△2		△2	-	△12	-
	-		-					-	0	-
	-		-					-	0	-
0	(0)	△10	(1)	0	△2	0	△2	(1)	△12	(2)
△16	(1)		-	△5			△5	(1)	△21	(2)
△16	(1)	△10	(1)	△5	△2	0	△7	(2)	△33	(4)
	-		-					-	0	-
	-		-		△1		△1	-	△1	-
	-		-					-	0	-
	-	△10	-					-	△10	-
0	(0)	△10	(1)	0	△1	0	△1	(1)	△11	(2)
	-	△7	(1)					-	△7	(1)
0	(0)	△17	(2)	0	△1	0	△1	(1)	△18	(3)
	-	△8	-					-	△8	-
△2	-		-			△3	△3	-	△5	-
	-	△1	-					-	△1	-
	-		-					-	0	-
	-		-					-	0	-
△2	(1)	△9	(3)	0	0	△3	△3	-	△14	(4)
	-	△2	-					-	△2	(0)
△2	(1)	△11	(3)	0	0	△3	△3	(0)	△16	(4)
	-		-					-	0	-
	-		-					-	0	-
	-		-					-	0	-
0	(0)	0	(0)	0	0	0	0	(0)	0	(0)
	-		-					-	0	-
0	(0)	0	(0)	0	0	0	0	(0)	0	(0)
0	(0)	0	(0)	0	0	0	0	(0)	0	(0)

※精神病床の65施設のうち21施設が一般・療養病床を含む施設、44施設が精神単科施設。

※精神病床の圏域別の内訳は、医療法施行規則により、県の区域で算定されるため表示できない。

病床数適正化支援事業の病床機能別配分案（川越比企）

参考資料 2

		第 1 次内示	第2次内示	裁量分			配分案											
施設名	構 想 区 域 名	第 1 次 内示結果 ≥50床	第2次 内示結果 ≥10床	R6 赤字 ≥5床	R5 赤字 ≥ 2 床	第 1 次 追加 配分	合計	(施設 数)	病床機能別						休床病床数			
									高度 急性 期	急 性 期	回 復 期	慢 性 期	休 床 等	精 神	一 般	療 養	精 神	合 計
A 医療施設	川越比企			5	0		5		0	0	0	5	0	0				0
B 医療施設	川越比企	3			0	0	3		0	3	0	0	0	0				0
C 医療施設	川越比企			5	0		5		0	0	0	0	5	0	5			5
D 医療施設	川越比企			1	0		1		0	0	0	0	0	1			1	1
E 医療施設	川越比企		10		0		10		0	0	0	0	0	10			10	10
F 医療施設	川越比企			5	0		5		0	0	0	0	0	5				0
川越比企 計		3	10	16	0	0	29	(6)	0	3	0	5	5	16	5	0	11	16